

報告第14号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成25年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 平成25年第2回杉並区議会定例会において議案第44号により議決を得た「仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設電気設備工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金333,270,000円  
変更後の契約金額 金339,633,000円  
契約金額の増額 金6,363,000円
- 3 変更理由 平成25年度公共工事設計労務単価に係る特例措置により、契約金額の変更を行ったため。
- 4 専決処分年月日 平成25年8月1日